

抽 選

令和8年度 第1回

# 市営住宅入居申込案内書



募集期間

令和8年7月1日(水) ~ 令和8年7月21日(火)

抽 選 日

令和8年7月28日(火) 午後2時00分 知立市役所303会議室

お申込みは『市役所建築課窓口への直接持込』に限ります。  
この案内書をよくお読みのうえお申込みください。

知 立 市 建 設 部 建 築 課 施 設 管 理 係  
電 話 0566-83-1111 (内線459) タイヤイン 0566-95-0156  
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地

日本語が苦手な人は **050-1720-8393** に電話してください。

電話をすると通訳につながります。

※知立市役所や知立市の施設に聞きたいことがあるときに使えます。

※利用料は無料(0円)です。通話料がかかります。

【使いかた】

① **050-1720-8393** に電話をかける。

② 通訳に電話をしたい相手の電話番号か聞きたい内容を言う。

③ 電話がつながったら電話通訳が使えます。

## 募集概要

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした住宅です。

公開抽選によって入居する号室の仮当選者を決定し、後日入居資格審査を行い、当選者を確定します。

### 募集期間

令和8年7月1日（水）～ 令和8年7月21日（火）  
（土日祝日を除く、午前9時00分～午後4時00分）

お申込みは『市役所建築課窓口への直接持込』に限ります。  
申込者本人かご家族の方が申込受付窓口にお越しください。

### 抽選日

令和8年7月28日（火）午後2時00分から 知立市役所3階（303会議室）

#### ■募集住戸と令和8年度月額家賃（家賃は収入・家族構成等により異なります。）

『募集住戸一覧表』（18～19ページ参照）のとおり。

#### ■申込方法

- ・必要事項を記入した『市営住宅入居申込書』を市役所建築課に提出して下さい。
- ・当募集案内書での申込みは1世帯1通とします。重複申込み又は虚偽の申込みをした場合は無効とします。婚約者等との申込みの場合も1世帯とします。
- ・郵送、電話、インターネットによる申込みは一切受けません。
- ・年齢は、募集期間最終日現在での満年齢を記入して下さい。

#### ■申込みにあたって

- ・申込み及び仮当選後でも無効となる場合がありますので、『申込みにあたっての注意事項』、『資格喪失について』（14ページ参照）をお読み下さい。
- ・入居にあたっては、退去修繕、ペットを飼うことの禁止等注意事項、了解事項がありますので、この募集案内書をよくお読み下さい。
- ・市営住宅は、既設住宅であり建築後年数も経過していることから、壁等の汚れなどがあり、修繕できかねるところがありますのでご了承下さい。

## 申込資格（共通の資格）

次の①～⑤の全てに該当する方は、『一般枠』に申込みができます。

1

現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚姻の予約者及びパートナー関係等にある方を含む）があること。

- ① 親族とは民法上の親族を意味します。
  - ② 内縁関係にある方は、住民票に「未届（内縁）の妻（夫）」と記載されており、戸籍謄本（全部事項証明）でも他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。（「同居人」の場合は申込みできません。）
  - ③ 離婚調停中（裁判所の事件証明書等が必要）などの理由がない限り、夫婦を分割して申込むことはできません。なお、原則、入居決定より10日以内までに離婚できなければ、申込みは無効とします。
  - ④ 母子（父子）世帯で申込みをする場合、同居者のうち未成年者がいる方は親権が必要です。
  - ⑤ 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。  
例：兄弟姉妹での申込み（両親死亡の場合を除く）、おじ・甥・いとこ等との申込み、他の人に扶養義務のある親族と同居する申込み、友人・知人同士での申込み、祖父母と扶養関係のない孫との申込み
  - ⑥ 市が定める入居可能日から30日以内に、申込書記載の家族全員が入居できる方でないと申込みできません。入居後、世帯全員の住民票を提出していただきます。婚約により申込みされた方は、入居可能日から30日以内に、申込み家族のうち1名は必ず入居し、3か月以内に申込み家族全員が入居して下さい。入居後及び婚姻手続終了後の住民票を提出して下さい。
  - ⑦ 出生や死亡の場合を除き、申込み後の同居親族の変更や婚約者等の変更、婚約破棄等があった場合は申込みを無効とします。
  - ⑧ パートナー関係等にある方とは知立市パートナーシップ・ファミリーシップ制度に基づきパートナーシップ又はファミリーシップの届出を行い、当該届出に関する要件を満たしていると市長が認めた方を意味します。
- ※ 5ページ「単身者による入居が可能な住宅の単身での申込み 特定の資格」を満たす場合は上記の限りではありません。

2 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

- ① 申込者本人及び同居予定者の中に持家（自家所有者）のある方がいる場合は申込みできません。ただし、売却や差し押え等により持家でなくなることが証明できる場合、また共有名義のときは、持分を譲渡すること等が証明できる場合は除きます。
- ② 現在、公営住宅（県営・市営等）に入居されている方は、特に必要と認められる場合以外は申込みができません。
- ③ 賃料不払い等その他 自己の責めに帰すべき理由によって、立ち退き要求等を受けている場合は申込みできません。

3

知立市市営住宅条例に定める収入基準（6～11ページ参照）に適合していること。

- ① 募集期間最終日現在での、申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象になります。
- ② 婚約者等の方を除き、募集期間最終日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

4

市区町村税を滞納していないこと。

- ① 募集期間最終日現在、申込者及び同居予定者に市区町村税の滞納がある方は申込みできません。
- ② 分納の形で支払っている場合でも申込みできません。

5

申込者及び同居予定者が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- ① 抽選後、仮当選者及び補欠者については、愛知県警察本部に照会をさせていただきます。
- ② 入居後に暴力団員であることが判明した場合、または入居後に暴力団員となったことが判明した場合は、住宅を明け渡していただきます。

## 申込資格（特定の資格）

前ページの共通の資格の他に、特定の資格に該当する方は『福祉枠への申込み』及び『単身者による入居が可能な住宅（※）の単身での申込み』ができます。資格がなく申込みられ仮当選しても、入居資格審査の結果、失格となりますので注意して下さい。

※ 市営中山住宅、市営本田住宅、市営高場住宅に限る。

### 福祉枠への申込み 特定の資格

- ① 募集期間最終日現在で知立市内に継続して1年以上居住していること。
- ② 下記のいずれかに該当すること。

福祉枠該当世帯	特定の資格
母子世帯 父子世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する「配偶者のない女子」、「配偶者のない男子」であって、現に20歳未満の子を扶養している世帯です。但し、同居家族のうちに20歳以上で、かつ経常的収入を得る職業についている方がいる世帯は除きます。
多子世帯 ※市営八橋住宅に限る。	3人以上の18歳未満の子と同居しようとする世帯です。
子育て世帯	小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯です。
高齢者世帯	募集期間最終日現在、60歳以上の世帯（家族は、その配偶者、18歳未満又は56歳以上の親族の方のみ）です。
心身障がい者世帯	同居家族に中度（B・3度）以上の知的障がい、2級以上の精神障がい、4級以上の障がいがある身体障がい者、又は恩給法別表第1号表の3第1款症以上の障がいがある戦傷病者のいる世帯です。
原子爆弾被爆者世帯	同居家族に被爆者健康手帳を所持し、かつ、厚生労働大臣の認定を受けた方か、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第51条各号に掲げる障がいを伴う疾病にかかっている方のいる世帯です。
ハンセン病療養所入所者等世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等のいる世帯です。
炭鉱離職者世帯	炭鉱離職者の方で、公共職業安定所の紹介により就職してから2年を経過していない方の世帯です。
引揚者世帯	海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から5年未満の方がいる世帯です。

## 単身者による入居が可能な住宅（※）の単身での申込み 特定の資格

※ 市営中山住宅、市営本田住宅、市営高場住宅に限る。

### 特定の資格

① 下記のいずれかに該当すること。

- 募集期間最終日現在で満60歳以上の方
- 身体障がい者  
（身体障害者手帳：1級から4級までの障がいのある方）
- 精神障がい者  
（精神障害者保健福祉手帳：1級から3級までの障がいのある方）
- 知的障がい者  
（療育手帳：AからC、愛護手帳：1度から4度までの障がいのある方）
- 戦傷病者  
（恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の障がいのある方）
- 原子爆弾被爆者  
（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方）
- 生活保護を受けている方  
（中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方を含む。）
- 引揚者  
（海外から引き揚げて5年を経過していない方）
- ハンセン病療養所入所者等
- DV被害者  
（女性相談センター、婦人保護施設長の証明書〔保護修了5年を経過していないもの〕又は裁判所の保護命令〔接近禁止、住宅からの退去〕発行通知〔決定から5年を経過していないもの〕の入手が可能な方）
- 離職退去者  
（解雇又は期限の定めのある労働契約の更新拒否により、現に居住している住宅から退去を余儀なくされることとなる者又は居住する住宅から退去を余儀なくされた者で、離職の日から起算して5年経過していない方）
- 被災者  
（被災市街地復興特別措置法第21条に該当する方等）

② 日常生活に支障のない程度に健常であること、又は介護が必要であって常時介護を受けることができること。

日常生活において常時介護を必要とする方で、居室においてこれを受けることができない方、又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。

※入居の申込みをした方に面接を実施することや、介護の内容について調査をすることがあります。

# 入居収入基準

## ■収入の基準

申込資格の収入基準は、下記「所得月額」によって判定します。

原則階層	所得月額	158,000円以下
裁量階層	所得月額	214,000円以下

## ■裁量階層について

下記条件に該当する世帯の方は上記の裁量階層の所得月額でも申込みできます。

### ①高齢者世帯

募集期間最終日現在60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合

### ②身障がい者世帯

同居家族に中度（B・3度）以上の知的障がい、2級以上の精神障がい、4級以上の身体障がいのある方、又は恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6症まで、又は同法別表第1号表の3第1款症の障がいがある戦傷病者のいる世帯

### ③原子爆弾被爆者世帯

同居家族に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

### ④ハンセン病療養所入所者等世帯

同居家族に平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

### ⑤子育て世帯

小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯

### ⑥引揚者の方

海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方（引揚証明書の交付を受けている方）

## ■所得月額の算出の仕方

入居資格の有無、区分を判定する根拠である「所得月額」とは、国の定めたきまりに基づいて算出したもので、一般に言われる「手取り」などとは異なります。

以下の計算の順序にしたがって、あなたの世帯の「所得月額」を算出してください。

### ①申込家族全員の年間総所得金額を対象とします。

（前年1月2日以降に転職等をされた方で、収入等の証明の期間が1年未満の方は、1年間に換算します。）

### ②8ページの表を参考にそれぞれの年間総所得金額を算出し、年間総所得金額から基礎控除振替分・個別の特別控除額を控除し合算します。

### ③合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

## 算 式

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{年間総所得金額} \\ \hline \text{8ページの表から} \\ \text{算出した金額※1} \\ \hline \end{array} \right) - \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \text{振替分} \\ \hline \text{10万円} \\ \text{※2} \\ \hline \end{array} \right) - \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{個別の特別控除} \\ \hline \text{ひとり親 35万円} \\ \text{寡婦 27万円※3} \\ \hline \end{array} \right) - \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{一般控除} \\ \hline \text{38万円} \\ \times \\ \text{同居親族数} \\ \text{又は} \\ \text{扶養親族数} \\ \hline \end{array} \right) + \left( \begin{array}{|c|} \hline \text{その他の} \\ \text{特別控除} \\ \hline \text{控除額について} \\ \text{は P9 参照} \\ \hline \times \text{それぞれの対} \\ \text{象者数} \\ \hline \end{array} \right) \div 12$$

収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式でそれぞれ計算し（マイナスになる場合は0とする。）出た金額を合算した金額

- ※1 給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。  
 ※2 個人事業主（自営業者等）の方は、上記算式の基礎控除振替分はありません。  
 ※3 ひとり親と寡婦の併用はできません。

計算した所得月額による申込資格及び所得区分は下表のとおりです。

所得区分	所得月額（円）	所得区分	所得月額（円）
I	0～104,000	IV	139,001～158,000
II	104,001～123,000	V	158,001～186,000
III	123,001～139,000	VI	186,001～214,000

V、VIに該当する裁量階層世帯には一定の条件が必要となります。（前ページ参照）

## 収入基準の計算例

### 例1：母子・父子世帯の場合（個別の特別控除該当者あり）

母（30歳）：給与年間収入金額	2,110,300円	所得金額	1,295,600円 - 350,000円 = 945,600円
長男（9歳）：学生		ひとり親控除	350,000円
長女（7歳）：学生		親族控除	380,000円 x 2名 = 760,000円
●母の所得金額 表1より	1,395,600円		(945,600円 - 760,000円) ÷ 12ヶ月
基礎控除振替分により	1,295,600円		= 15,466円（所得月額）

申込み  
できます  
（所得区分  
I）

### 例2：心身障がい者世帯の場合（その他の特別控除該当者あり）

夫（32歳）：給与年間収入金額	3,150,300円	所得金額	2,023,600円 + 1,393,600円 = 3,417,200円
妻（26歳）：給与年間収入金額	2,250,000円	親族控除	380,000円 x 2名 = 760,000円
長女（5歳）：障がい3級（障がい者控除対象）		障がい者控除	270,000円 x 1名 = 270,000円
●夫の所得金額 表1より	2,123,600円		(3,417,200円 - 1,030,000円) ÷ 12ヶ月
基礎控除振替分により	2,023,600円		
●妻の所得金額 表1より	1,493,600円		
基礎控除振替分により	1,393,600円		= 198,933円（所得月額）

申込み  
できます  
（所得区分  
VI）

### 例3：前年1月2日以降に就職、転職又は事業を始められた場合

夫（36歳）：就職して10ヶ月で、		所得金額	2,155,200円
その間の収入金額	2,830,000円	親族控除	380,000円 x 1名 = 380,000円
（給与2,530,000円、賞与300,000円）			
妻（28歳）：無収入			
●夫の年間総収入金額及び所得金額	(2,530,000 ÷ 10) x 12 + 300,000 = 3,336,000円		(2,155,200円 - 380,000円) ÷ 12ヶ月
表1より年間総所得金額は	2,255,200円		= 147,933円（所得月額）
基礎控除振替分により	2,155,200円		

申込み  
できます  
（所得区分  
IV）

## ■年間総所得金額の算出の仕方

表1：公的年金以外の場合

年間総収入金額	年間総所得金額
1円～ 650,999円	0円
651,000円～ 1,899,999円	総収入金額－650,000円
1,900,000円～ 3,599,999円	(注) $A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円～ 6,599,999円	(注) $A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円～ 8,499,999円	総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円

※小数点以下は切り捨て

(注) Aの計算は、

(年間総収入金額)  $\div 4,000 =$   小数点以下を切り捨て

→   $\times 4,000 = A$

表2：公的年金の場合

65歳未満の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
130万円未満	公的年金総収入－600,000円
130万円以上 410万円未満	公的年金総収入 $\times 0.75 - 275,000$ 円
410万円以上 770万円未満	公的年金総収入 $\times 0.85 - 685,000$ 円
770万円以上 1,000万円未満	公的年金総収入 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

65歳以上の方	
年間総収入金額	年間総所得金額
330万円未満	公的年金総収入－1,100,000円
330万円以上 410万円未満	公的年金総収入 $\times 0.75 - 275,000$ 円
410万円以上 770万円未満	公的年金総収入 $\times 0.85 - 685,000$ 円
770万円以上 1,000万円未満	公的年金総収入 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
1,000万円以上	公的年金総収入－1,955,000円

(注) 遺族年金、障害年金などの課税されない所得は収入基準の計算対象とはなりません。

表3：収入計算で控除する金額

年間総所得金額から次の額を控除します。

区分	控除項目	控除対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方	一人につき 38万円
	扶養親族控除	申込家族に入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方（仕送りのみの場合、扶養家族にならない場合があります）	
個別の特別控除	ひとり親控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の方</li> <li>配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母（父）になった女子（男子）で、その者と生計を一にする子（注1）を有し、合計所得金額が500万円以下の方</li> </ul>	その人の所得から 35万円
	寡婦控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養親族を有し合計所得金額が500万円以下の方</li> <li>夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方</li> </ul>	その人の所得から 27万円
その他の特別控除	障がい者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障がい者であり、手帳等を交付されている方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 3～6級</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 2・3級</li> <li>愛護手帳 3・4度</li> <li>療育手帳 B・C</li> <li>戦傷病者手帳 第4項症～第4目症</li> </ul>	一人につき 27万円
	特別障がい者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障がい者であり、手帳等を交付されている方 <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳 1・2級</li> <li>精神障害者保健福祉手帳 1級</li> <li>愛護手帳 1・2度</li> <li>療育手帳 A</li> <li>戦傷病者手帳 特別項症～第3項症</li> <li>被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者</li> </ul>	一人につき 40万円
	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	申込者又は一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方のうち、申込家族のいずれかの扶養親族と認められている方（控除対象配偶者は除く）	一人につき 25万円
	老人扶養親族控除	申込者又は一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方のうち、申込家族のいずれかの扶養親族と認められている方	一人につき 10万円

※婚約者等の方は同居親族に含みます。年齢は募集期間最終日現在での満年齢とします。

注1 この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

## ■収入基準早見表

申込資格の収入基準は「所得月額」（6ページ参照）によって判定します。

但し、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除（前ページ表3参照）に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下表で入居資格の有無が判定できます。

前年1月2日以降に就職、転職又は、新しく事業を始められた方、年金を受給されている方、障がい者の方がおられるなどで特別控除をする必要がある方、家族の中に2人以上の収入のある方などは、この表とは異なります。

**表4：年間総収入金額でみる収入基準早見表（給与所得者の場合）**

給与所得者が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間総収入金額	区分	同居・扶養親族数〔但し（ ）内は申込者を含む家族の人数〕					
		0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
①		2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
②		3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

**表5：年間総所得金額でみる収入基準早見表（自営業者等の場合）**

事業所得等の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間総所得金額	区分	同居・扶養親族数〔但し（ ）内は申込者を含む家族の人数〕					
		0人 (単身者)	1人 (2人家族)	2人 (3人家族)	3人 (4人家族)	4人 (5人家族)	5人 (6人家族)
①		1,896,000円 以下	2,276,000円 以下	2,656,000円 以下	3,036,000円 以下	3,416,000円 以下	3,796,000円 以下
②		2,568,000円 以下	2,948,000円 以下	3,328,000円 以下	3,708,000円 以下	4,088,000円 以下	4,468,000円 以下

### ●表中の区分について

区分①・・・原則階層世帯に該当します。

区分②・・・裁量階層世帯に該当します。（6ページ参照）

## ■言葉の説明

### ●年間総収入金額

給与又は年金等による1年間の税込みの収入（源泉徴収票の「支払金額」）のことです。

### ●年間総所得金額

給与所得者又は年金受給者の方は、年間総収入金額から8ページ表1・2の方法で算出した1年間の所得金額（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）のことを、自営業者等の方は年間の総収入額から所得税法上の必要経費を差し引いた後の金額のことです。

## ■家賃の計算方法

家賃は近傍同種の住宅の家賃（市場家賃＝民間賃貸住宅と、ほぼ同程度となるように国の定める方法により算出）を上限に、入居者の収入、住宅の立地条件、規模、建築後の経過年数などに応じて決定されます。そのため、家賃は毎年度変わることがあります。

[家賃算出の方法]

$$\boxed{\text{家賃}} = \boxed{\text{家賃算定基礎額}} \times \boxed{\text{立地係数}} \times \boxed{\text{規模係数}} \times \boxed{\text{経過年数係数}} \times \boxed{\text{利便性係数}}$$

所得月額の算出の方法（6、7ページ参照）により算出された所得月額を、下表の所得区分表と比較し、所得区分を決定します。その後、決定した所得区分に該当する家賃算定基礎額に立地係数、規模係数、経過年数係数及び利便性係数を乗じた金額が家賃となります。なお、所得区分、家賃算定基礎額、各係数は毎年変わることがあります。

### ●所得区分と家賃算定基礎額（令和8年度における市営住宅の場合）

所得区分	所得月額 (円)
I	0～104,000
II	104,001～123,000
III	123,001～139,000
IV	139,001～158,000
V	158,001～186,000
VI	186,001～214,000

裁量階層世帯（6ページ参照）に該当する方は、V、VIの所得区分でも申込みできます。

# 入居資格審査

- ① 入居資格審査は、建築課施設管理係で、住民票・所得証明書等により行います。
- ② 入居資格審査には、間違いを生じないためにも、申込者本人かご家族の方が建築課施設管理係の窓口にお越し下さい。
- ③ 入居資格審査の際、不明な点がある場合は、事情に応じて必要な書類を提出していただきますのでご承知おき下さい。

## 入居資格審査に必要な書類

次の入居資格審査に必要な書類のうちで、該当する書類をすべて揃えて提出していただきます。

### ■現在の同居家族全員の住民票

- ① 住民票を申請する際は、必ず「省略されていないもの」と申請して下さい。世帯主、続柄、筆頭者氏名、本籍の表示が記載された住民票を提出して下さい。
- ② 婚約者等の方や、内縁関係にある方についても同様に提出して下さい。
- ③ 婚約で申込みをされる場合など、同居していない方との申込みは、それぞれの世帯全員の住民票を提出してください。

### ■令和7年分の収入を証明する書類

- ① 『収入を証明する書類区分表』（17ページ参照）のうち、該当する書類をすべて提出して下さい。
- ② 婚約者等の方で、現在収入のある方でも、入居決定より10日以内までに退職することを条件に申込みをされた方は、退職予定証明書を提出してください。  
なお、この場合、入居決定より10日以内までに退職証明書を提出していただきます。
- ③ 婚約者等の方を除き、募集期間最終日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とすることはできません。

### ■無職・扶養を証明する書類

申込家族のうち、収入のない方については、下記のいずれかの書類が必要です。

- ① 最近退職された方は、離職票の写し又は、退職証明書を提出して下さい。
- ② 収入のある方の扶養になっている方は、健康保険証（国民健康保険証を除く）の写し又は、市町村の税務担当課で発行される課税証明書等を提出して下さい。
- ③ 高校生の場合は、学生証の写しを提出してください。

### ■納税証明書

すべての税についての完納証明のことです。

### ■婚約中の方は下記の書類

- ① 婚約証明書
- ② 婚約入居の誓約書

## ■次に該当する方は戸籍謄本（全部事項証明）

- ① 両親が死亡し、兄弟姉妹で申込みする方。
- ② 父子世帯、母子世帯で申込みする方。
- ③ 内縁関係等で申込みする方。（それぞれ必要）
- ④ 別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方。
- ⑤ 単身で申込みする方。

## ■その他必要な書類

下記書類のうち該当する書類を全て提出して下さい。

- ① 別居中の親（子）世帯等と同居する申込みの方は、同居入居の誓約書。
- ② 離婚調停中の方は、裁判所発行の事件証明書等。
- ③ 申込家族に心身障がい者の方がいる場合は、障がいを証明する手帳の写し等。
- ④ 原子爆弾被爆者の方は、県保健所長等の証明書等。
- ⑤ 戦傷病者の方は、戦傷病者手帳の写し。
- ⑥ 国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた方にあつては、厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明書。
- ⑦ 配偶者から暴力を受けている母子世帯の方は、愛知県女性相談センター長、又は愛知県内の母子生活支援施設長の証明、地方裁判所の保護命令（接近禁止、住居からの退去）発効通知等。
- ⑧ 炭鉱離職者世帯の方は、解雇通知、寮・社宅からの退去通知等又は賃貸住宅の契約書と給与明細等。
- ⑨ 引揚者の方は、海外から引揚げ後5年を経過していない旨の都道府県援護事務主管（部）課長の依頼書。
- ⑩ 生活保護を受けている方は、生活保護扶助料の受給証明書。
- ⑪ 持家処分により申込みの方は、不動産の売買契約書又は競売開始の証明書等、また共有名義の持分を譲渡される方は、譲渡することを証明する書類。
- ⑫ 現在、賃貸アパートや借家等に居住されている方は、賃貸契約書の写し、又は家賃の支払済証明書等。
- ⑬ 知立市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書の交付を受けている方は、証明書等の写し。

## 抽 選 方 法 に つ い て

- ① 抽選は公開により行います。公開による抽選は公正を期すため開催するものです。抽選会への出欠は当落に関係ありませんが、抽選会を欠席した場合は、出席者及び建築課職員に抽選を一任したものとみなしますのでご了承下さい。
- ② 抽選結果は申込者の方全員に通知します。
- ③ 抽選結果についての電話によるお問い合わせは、間違いを生じやすいため、原則、お答えできません。
- ④ 福祉枠の申込者の中で、落選された方は、一般枠への応募があつたものとみなして、申込された希望住宅の一般枠の抽選対象者に加えます。

## 申込みにあたっての注意事項

### ■申込みから抽選まで

- ① 入居申込書提出後は、記載内容の変更・訂正はできませんので注意して下さい。
- ② 入居申込書には確実に連絡がとれる住所、電話番号を記入して下さい。宛先不明及び電話不通等で、各種手続き期限内に連絡がとれず手続きが完了しない場合は失格となります。申込み後に住所や連絡先を変更された方は、お早めに必ずご連絡下さい。
- ③ 募集期間内に申込みの辞退をする場合は、市役所建築課へ直接来ていただき手続きしていただきます。

### ■仮当選から入居まで

- ① 入居資格の有無は、入居資格審査の際に、必要な書類を全て提出していただいてから最終的に判断します。ご相談の段階では、口頭や一部の書類でご質問いただく場合が多いため、最終的な入居資格の有無等は判定ができません。審査後に、相談時と判定が異なる場合もあります。
- ② 賃貸借契約締結の際に、連帯保証人が1名必要です。特別の事情がある場合、連帯保証人が不要となることがありますのでご相談ください。連帯保証人は可能な限り親族とします。なお、親族以外の方とする場合は知立市内に居住し、市長が適当と認め、申込者と同程度以上の収入のある方とします。（外国人の方は、親族及び親族以外の者いずれも永住権を持った方が必要です。）  
また、連帯保証人の方は賃貸借契約締結時に印鑑登録証明書、所得証明書、誓約書を提出していただきます。なお、申込者本人の印鑑登録証明書が併せて必要となります。

## 資格喪失について

次の方は受付後、又は仮当選後であっても入居の資格を失います。

- ① 申込み資格が無いことが判明した方。
- ② 虚偽の申込みをしたことが判明した方。
- ③ 同居親族の変更（出生や死亡の場合を除く）や婚約者等の変更があった方。また、死亡等により単身者になった場合、入居の資格を失う場合があります。
- ④ 住所や連絡場所等の変更があっても連絡のなかった方。
- ⑤ 提出をお願いした書類（不備書類、入居資格審査必要書類等）を提出期限までに提出されない方。
- ⑥ 指定された期限までに、敷金の納付及び賃貸借契約等の作成をされない方。
- ⑦ 市が定める入居可能日から30日以内に、入居申込書記載の家族全員が入居できない方。なお、婚約により申込みされた方は、入居可能日から30日以内に、申込み家族のうち1名以上入居できない方、かつ入居可能日から3か月以内に申込家族全員が入居できない方。（入居後、世帯全員の住民票の写しを提出していただきます。婚約者等の方は、婚姻手続き終了後の住民票の写しを提出して下さい。）
- ⑧ 婚約者等との申込みで退職を条件に申し込まれた方で、入居決定より10日以内までに退職を証明する書類（退職証明書等）を提出できない方。
- ⑨ その他不正入居しようとする事が判明した方。
- ⑩ 申込者又は同居予定者において、暴力団員であることが判明した方。

# 入居にあたって

## ■入居決定について

- ① 入居が決定した方には、入居決定通知書、市営住宅賃貸借契約書及び敷金（家賃の3か月分）の納付書、しおり（条例）等をお渡しします。  
なお、納入された敷金については無利子とし、退去後に還付します。ただし、退去に係る修繕（畳・襖の張り替え等）、未納の家賃等債務がある場合は敷金からこれを控除します。
- ② 指定された期日（入居決定より10日以内）までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等を作成のうえ市役所建築課施設管理係の窓口にお越し下さい。敷金の納付及び必要種類が整っていれば、市営住宅の入居契約を締結し、双方立ち会いの下室内の状況確認をして、住宅の鍵をお渡しします。
- ③ 鍵の引渡し前に住宅の室内を見ることは原則できません。
- ④ 入居決定より10日以内までに入居契約手続を完了しない場合は、入居の決定を取り消すことがあります。
- ⑤ 入居を決定された部屋番号を変更することはできません。
- ⑥ 仮当選後及び入居決定後に連絡先を変更された方、又は辞退される方は直ちに市役所建築課まで連絡して下さい。

## ■入居に際しての注意事項

- ① 駐車場の管理は自治会にお願いしています。道路は自動車の保管場所ではありません。また、緊急車両の通行・駐車の妨げともなり、市営住宅周辺の住民の方にも迷惑となります。各自責任を持って駐車場を確保していただき、路上に駐車しないで下さい。
- ② 家賃の納付は預金口座振替となります。
- ③ 家賃は入居可能日から計算します。毎月の家賃は必ず納付期限までに納付して下さい。3ヶ月以上滞納しますと、住宅の明け渡し請求をすることになります。また、連帯保証人の方に未納家賃の請求等をするようになります。
- ④ 家賃は入居家族全員の収入等に応じて決定します。そのため、入居後、毎年、入居家族全員の方の収入の申告をしていただき、この収入申告等の結果に基づき、家賃の額が決まります。
- ⑤ 犬、猫等のペットは、鳴き声や悪臭などのため、近隣住民の方や入居者の方に迷惑をかけることとなりますので、飼うことは禁止しています。
- ⑥ 秩序ある住みよい住宅をつくり、明るく楽しい近隣生活を営んでいただくために、入居者の皆さんの自治組織として自治会と町内会に参加していただきます。
- ⑦ 入居後には家賃以外にも、光熱費等、破損等による修繕費用、共用設備を使用・維持するための費用等が必要となります。また、退去時に畳の表替え及び襖の張替等の修繕料が必要となります。

## 申込みから入居決定まで

### 申込み方

- ①申込資格を確認してください。
- ②所得が収入基準内であるか確認してください。
- ③家賃を確認してください。
- ④注意事項を確認してください。
- ⑤入居申込書を作成してください。

### 申込受付

お申込みは『市役所建築課窓口への直接持込』に限ります。  
申込者本人かご家族の方が申込受付場所にお越しください。

### 抽選会

公開による抽選は公正を期すため開催するものです。  
抽選会への出欠は当落に関係ありません。

### 抽選結果通知

抽選結果は申込者の方全員に通知します。

### 入居資格審査

仮当選者は入居資格審査に必要な書類を提出してください。

### 愛知県警察本部へ照会

仮当選後でも無効・失格となる場合があります。

### 入居決定

入居決定より10日以内までに入居契約手続を完了してください。

## 収入を証明する書類区分表

収入を証明する書類については、次の区分表により該当する●印及び○印の書類を全て提出して下さい。なお、●印の書類により収入基準の審査をします。

		注1	注2	注3					
申込者区分	収入を証明する書類	市 町 村 発 行 の 書	給 与 支 給 証 明 書	月 別 明 細 書	最近の年金振込通知書の写し 又は 年金改定通知書の写し	開 業 届 の 控  (税務署の受理印があるもの)	転 職 を 証 明 す る 書 類  (卒業証明書の写し等 退職証明書・廃業届)	扶 養 を 証 明 す る 書 類	
	給与所得者	① 前年1月1日以前から現在の勤務先に引き続き勤務している方	●						
② 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までに1年以上経過している方		○	●						
③ 前年1月2日以降に就職(転職)し申込日までの勤務期間が1年未満の方		○	●				○		
④ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近就職した方			●					○	
自営業者等	⑤ 前年1月1日以前から引き続き営業している方	●							
	⑥ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに1年以上経過している方	○		●		○			
	⑦ 前年1月2日以降に営業開始し申込日までに営業期間が1年未満の方	○		●		○	○		
	⑧ 最近まで主たる収入者の扶養家族になっており、最近営業を始めた方			●		○		○	
その他	⑨ 年金受給者	○			●				
	⑩ 失業中の方	●雇用保険受給資格者証の写し							
	⑪ 生活保護受給者の方	●生活扶助料受給証明書							

(注1) 所得証明書………市区町村の税務担当課において、総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる証明を受けてください。

(注2) 給与支給証明書 ②の場合………現在の勤務先で、入居資格審査の前月から過去1年間分の支給証明を受けて下さい。(残業手当・賞与等を含む)

③・④の場合………現在の勤務先で、就職した月から入居資格審査の前月までの支給証明を受けてください。(賞与等の予定分は含みません)

⑥の場合………入居資格審査の前月から過去1年間分の所得を記入して下さい。

(注3) 月別明細書

⑦・⑧の場合………営業開始した月から入居資格審査の前月までの所得を記入して下さい。

# 募集住戸一覧表

## ■募集住戸及び令和8年度月額家賃（家賃は収入・家族構成等により異なります。）

市営八橋住宅	福祉枠 1戸（B棟403号）	19,200円～37,600円／月
	一般枠 1戸（C棟401号）	21,300円～41,800円／月
市営高場住宅	一般枠 1戸（105号）	18,200円～35,700円／月

## ■抽選日時

### ① 日時

市営八橋住宅	令和8年7月28日（火）午後2時00分から
市営高場住宅	令和8年7月28日（火）午後2時30分から

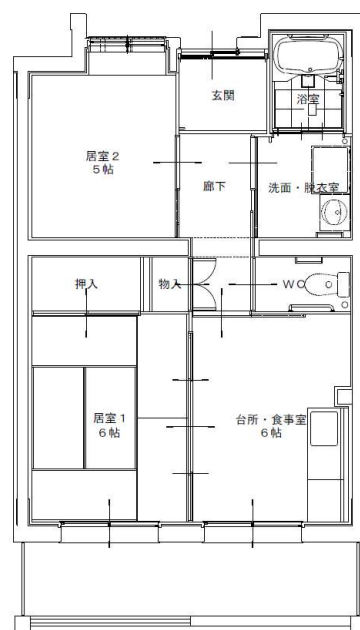
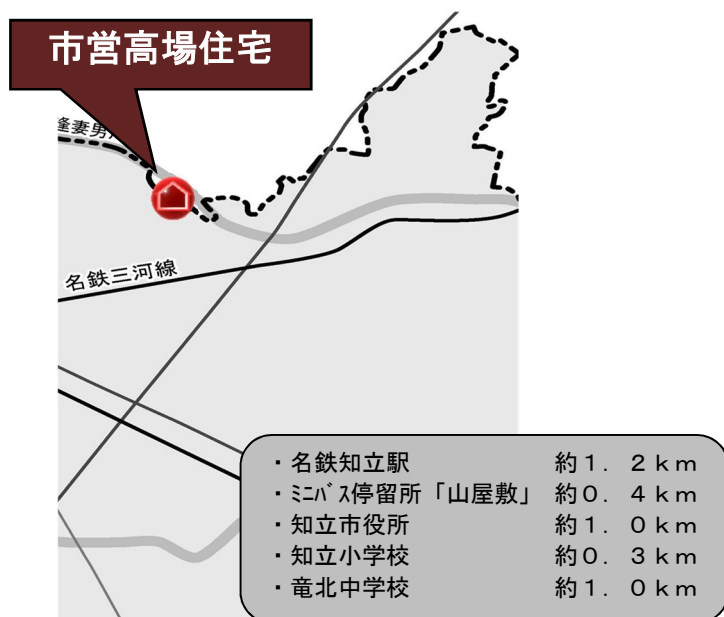
### ③ 場所

知立市役所3階（第303会議室）

## ■市営高場住宅の概要

市 営 高 場 住 宅	
所在地	知立市山屋敷町高場5番地1
構造	鉄筋コンクリート造（5階建）
建築年	平成24年
全体規模	30戸
募集号室	105号室
間取り	2DK（46.08㎡）
浴室	ユニットバス有
共用部	エレベータ有（9人乗）、廊下に手すり有
駐車場	36台（自治会管理）

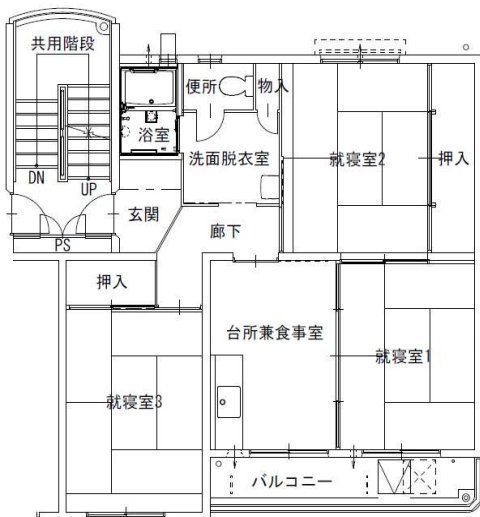
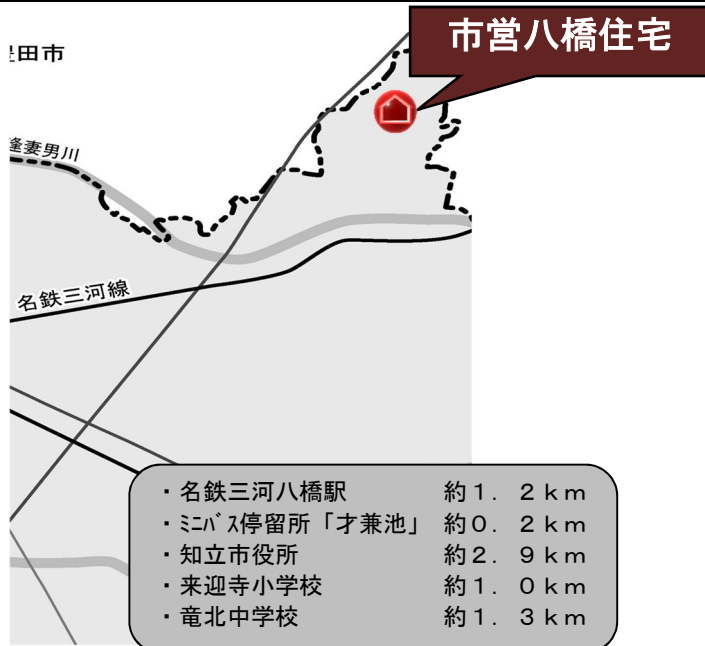
※市営高場住宅の敷地内には、同報無線が設置してあります。



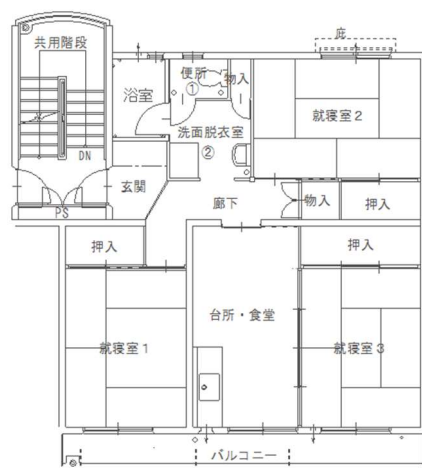
市営高場住宅末尾奇数号室 平面図

## ■市営八橋住宅の概要

市 営 八 橋 住 宅	
所在地	知立市八橋町山田谷8番81
構 造	鉄筋コンクリート造（4階建て）
建築年	B棟／昭和55年、C棟／昭和56年
全体規模	64戸（A棟16戸、B棟16戸、C棟16戸、D棟16戸）
募集号室	福祉枠：B棟403号室（4階） 一般枠：C棟401号室（4階）
間取り	3DK（B棟65.00㎡、C棟71.00㎡）
浴 室	ユニットバス有
共用部	エレベータなし
駐車場	40台（但し、敷地外に自治会が契約している駐車場があります。）
団地施設	集会場（70㎡）、児童遊園（427㎡）



市営八橋住宅B棟末尾奇数号室 平面図



市営八橋住宅 C棟末尾奇数号室 平面図